

最近の都財政に関する研究会設置要綱

元財主財第 34 号
平成元年 6 月 9 日
財 務 局 長 決 定
改正 6 財主財第 8 号
平成 6 年 5 月 12 日
改正 12 財主財第 65 号
平成 12 年 8 月 22 日
改正 15 財主財第 76 号
平成 15 年 9 月 5 日
改正 28 財主財第 111 号
平成 28 年 10 月 4 日

(設 置)

第 1 社会経済の急激な変化に対応して、都財政の課題、地方財政制度のあり方等財政問題について広く調査・研究を行い、今後の財政運営の参考に資するため、「最近の都財政に関する研究会」(以下「研究会」という。)を設置する。

(検 討 事 項)

第 2 研究会は次に掲げる事項について調査・研究を行い、その結果を財務局長に報告する。

- (1) 社会経済の変化と大都市財政について
- (2) その他財政問題に関することについて

(組 織)

第 3 研究会は、学識経験のある者のうちから、財務局長が依頼する委員 20 名以内をもって構成する。

(任 期)

第 4 委員の任期は、1 年とする。ただし、再任を妨げない。

(座 長)

第 5 研究会に座長を置き、委員の互選により定める。

- 2 座長に事故があるときは、あらかじめ座長の指名する委員がその職務を代理する。

(招 集)

第6 研究会の会議は、座長が招集し、これを主宰する。

(分科会)

第7 研究会に、専門の事項を検討するための分科会を設置することができる。

- 2 分科会は、研究会が定める事項について検討する。
- 3 分科会は、研究会の委員のうちから座長が指名する委員をもって構成する。
- 4 分科会に分科会長を置き、座長の指名により定める。
- 5 分科会は、分科会長が招集し、これを主宰する。

(会議等の公開)

第8 会議(分科会を含む。以下同じ。)並びに会議録及び会議に係る資料は、個人情報保護等特に非公開とする必要がある場合を除き、全て公開する。

(委員以外の出席)

第9 座長は、必要があると認めたときは、委員以外の者に会議への出席を求めることができる。

(庶 務)

第10 研究会の庶務は、財務局主計部財政課において処理する。

(その他)

第11 この要綱に定めるもののほか、研究会の運営に関し、必要な事項は財務局長が別に定める。

附 則 (平成元年6月9日)

この要綱は、平成元年6月9日から施行する。

附 則 (平成6年5月12日)

この要綱は、平成6年6月1日から施行する。

附 則 (平成12年8月22日)

この要綱は、決定日から施行する。

附 則 (平成15年9月5日)

この要綱は、決定日から施行する。

附 則 (平成28年10月4日)

この要綱は、決定日から施行する。